平成２９年（フ）第１６９３号
名古屋市名東区香流２丁目1014番地　マンションソレック401号
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７６６号
名古屋市守山区廿軒家１番８号　ヴィルヌーヴ103号、従前の住所愛知県津島市寺野町字郷19番地１　アベリア津島102号
債務者　春日井勝利
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８２号
神戸市兵庫区西上橘通２丁目５番16号　メゾンティファニー301
債務者　越場　博仁
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８９号
神戸市長田区宮川町８丁目３番４号、従前の住所神戸市長田区宮川町５丁目１番４号　スタイルハウス101号
債務者　池田　義紀
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１２号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目35番３号　パークサイド酒庄206号
債務者　伊波　裕樹
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６１７号
兵庫県西宮市田近野町７番４－912号、前住所兵庫県西宮市上ケ原七番町１番２－203号
債務者　岡江　ゆき
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６１号
広島市安佐南区山本４丁目14番23―201号
債務者　半川　博美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３４号
広島市中区江波南２丁目12番10―1116号
債務者　片岡　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４６号
広島県廿日市市阿品２丁目10番６号（202）
債務者　石井　　巧
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
広島県庄原市木戸町103番地
債務者　滝口　典子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１２７号
福島市瀬上町字本町118番地　コスモビル203号室、住民票上の住所福島県南相馬市原町区本陣前１丁目１番地の６ゴールドパレス２－Ｂ
債務者　花井　為雄
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
福島市笹谷字出水上20番地の５　プロシード笹谷Ｃ203
債務者　黒須　　瞳
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１３９号
福島市渡利字絵馬平34番地の18　渡邊方
債務者　井上　広恵
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１９６号
長野県松本市大字岡田松岡153番地２　ビネリーマンション102
債務者　塚田千代子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１９９号
長野県松本市芳野10番６－505号
債務者　黒岩　美樹（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６３号
長野県上伊那郡南箕輪村9300－３　サンライズⅡ101号、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村6642番地５
債務者　松島　智道
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第６０号
岐阜県可児市皐ケ丘８丁目17番地
債務者　伊藤　弓子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部